



北労発基第 250992 号の 2
平成 25 年 8 月 1 日

公益社団法人 全国老人保健施設協会
北海道支部長 殿

北海道労働局



職場における腰痛予防対策の推進について

日頃から労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところであります。

今般、福祉、医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、別添のとおり当該指針を改訂し、別紙 1 のとおり厚生労働省労働基準局長から別記の関係団体の長あてに周知等の要請を行ったところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、内容を御了知いただきますとともに貴団体傘下会員への周知等について特段の御理解と御協力を賜りたくお願いいたします。その際この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとしてお取り扱いただきますようお願いいたします。

担当：北海道労働局労働基準部
健康課 労働衛生専門官
電話 (011)709-2311(代)
(内線 3563)

◎次の腰痛予防対策指針等が厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuusushishin.html>

または「厚生労働省 報道 腰痛予防対策指針」と入力して検索して下さい。

「職場における腰痛予防対策指針及び解説」(指針と解説が一体のもの、56 頁)

「平成 25 年 6 月 18 日基発 0618 第 1 号、職場における腰痛予防対策の推進について」(今回一部添付、4 頁)

「職場における腰痛予防対策指針」(今回添付、36 頁)

「職場における腰痛予防対策指針の参考 1～9」(今回添付、26 頁)